



2015～16年度 国際ロータリーテーマ ～ 世界へのプレゼントになろう ～

第2580地区

東京セントラルパークロータリークラブ

The Rotary Club of Tokyo Central Park

Weekly Report

2015～2016年度スローガン

『味わおう！ ロータリーの楽しさを 家族と共に』

第33回（通算1586回）2016年4月26日



本日の例会



- | | |
|----------------------|----------------|
| 〈1〉 開会点鐘 | 〈6〉 出席状況報告 |
| 〈2〉 ロータリーソング「日も風も星も」 | 〈7〉 メークアップ報告 |
| 〈3〉 会長報告 | 〈8〉 委員会報告 |
| 〈4〉 ビジター紹介 | 〈9〉 ニコニコBOX 報告 |
| 〈5〉 幹事報告 | 〈10〉 閉会点鐘 |



本日の卓話



本日の卓話 「 — ロータリーを学ぼう — 」

渡辺 功一 会員

次週の例会 <5/10> 「未定」

青少年交換派遣留学生 美和 あかり さん

◆◆◆ 先週の例会記録 ◆◆◆

2016年4月22日 第32回(通算1585回)
 東京城北RC・東京セントラルパークRC 合同例会
 開会点鐘 渡辺城北RC会長 ヒルトン東京「桂」
 出席 14名 欠席 16名 (免除者 1名)
 出席率 48.27% 補正出席率(3/14) 53.57%

◆◆◆ 幹事報告 ◆◆◆

1. 26日の例会前11:30より、国際大会参加者の打ち合わせがありますので、参集をお願いします。
2. 地区より、熊本地震災害支援金のお願いがきています。任意ではありますが、来週及び5月の例会で支援をお願いします。
3. ハイライト米山193号が配信されておりますので、ご興味のある方は事務局まで。
4. 米山記念奨学会より、クラブ特別寄付の受領連絡がきました。

◆◆◆ ニコニコBOX報告 ◆◆◆

牧野会員: 本日はありがとうございます。
 萱森会員: 城北様、本日はありがとうございます。
 久しぶりの例会 楽しみにきました。
 白石会員: 城北の皆様、合同例会楽しみにしております。小泉先生、卓話楽しみにしております。

今週の合計 3件 13,000円
 今期の累計 914,340円

◆◆◆ 5月の例会・卓話予定 ◆◆◆

3日	「憲法記念日」祭日例会休会日
10日	「未定」青少年交換派遣留学生 美和あかりさん
17日	「二足の草鞋の履き心地」 整形外科医・ジャズ評論家 小川隆夫氏
24日	「ソウル国際大会壮行会」
31日	特別例会休会日

4月
 母子の健康月間

◆◆◆ 先週の卓話 ◆◆◆



「和食の底力」

東京農業大学名誉教授 小泉武夫氏
 民族食(和食)の復活により、生活習慣病が激減し、国・地方自治体の医療費負担が軽減する。それをもって、国民力と地方力が復活し、強い日本を構築できる(小泉武夫論)。
 パワーあふれる講演でした。

◆◆◆ 先週の例会より ◆◆◆



渡辺会長のご挨拶



卓話講師の小泉氏へ花束贈呈



牧野会長 挨拶

例会日 毎週火曜日 12:30~13:30
 例会場 ハイアットリージェンシー東京
 会長 牧野 光洋 副会長 富永 英久
 幹事 萱森 由美 会報委員長 花形 明利
 事務局 〒166-0004

東京都杉並区阿佐ヶ谷南1-34-6 新東京会館
 TEL(03)3312-4959 FAX(03)3312-4958
 E-mail: info@tokyocentralpark-rc.com
<http://www.tokyocentralpark-rc.com/>



ロータリーを学ぼう

[2016年4月26日 渡辺功一]

ロータリーの幼年期-1

■1905年2月23日シカゴに、鉱山技師ローア、石炭商シルヴェスター・シール、洋服屋のハイラム・ショーレー、弁護士のポール・ハリスにより一業種一人制のロータリー構想がまとまる。

■一ヶ月後3月23日にさらに5人加わり、クラブ名をシカゴロータリークラブとし、会長はシールと決め、9人のチャーターメンバーにより、シールがイニシエーションスピーチをやる。

身寄りのないポールは「友人として信頼して取引のできる仲間」を求めている。同じ悩みをもつ同士が集まる。

■翌年1906年1月に定款・細則を定め、目的を 第1条-会員の業務上の利益を振興すること。第2条-社交クラブに伴う親睦その他望ましい事項振興すること。と決める。

*会員同士の取引状況を記録し、毎例会で報告する。(1912年まで続く)

相手の利益を考えることにより自分も儲けさせてもらう、という新しい原理が芽生える。

*この年ドナルド・カーターは「会員だけの互惠にとどまっていたのでは社会的存在意義がない」といい入会を断る。これを聞いたポール・ハリスは早速第3条に「シカゴ市の利益を増進し市民の中に市に対する誇りと忠誠心を普及すること」と文言を追加し、ドナルド・カーターが入会する。

ロータリーの幼年期-2

■1907年ポール・ハリス会長就任(3年目)

クラブをもっと充実させたい。シカゴ以外の他の地域にもクラブを作りたい。前年追加した定款第3条にもあるシカゴ市に対する奉仕を実行したい。この三つの理由により会長職を受ける。そして公衆便所の寄付！(社会奉仕活動第1号)

■翌1908年二人の重要人物の入会(アーサー・F・シェルドンとチェス・ペリー)

*チェス・ペリー 1910年～(32年間)幹事を努め、RI組織になってからも事務総長としてロータリーの骨格をつくる。ポール・ハリスは「ロータリーに於いて私は設計者で彼は建設者である」と語った。

*アーサー・F・シェルドン 奉仕の理念を確立する。

このとき初めて 他のクラブとは異なる独自の性格をもつ「奉仕する職業人のクラブ」となる。

ロータリーとは職業人の集まりである。ロータリーの関心事は、その会員である職業人が、自分の職業に取り組むにあたり、どういう心構えをもって臨み、実際にどういう行動様式をとるか、ということになる。これがロータリーの根幹であり、初期から今日まで一貫して変わらない、また将来も変えるべきではない生命線。(佐藤千寿)



ロータリーの樹



ロータリーの 三つの義務

- 会費の納入
- 雑誌の購読
- 出席

会費

(2016年規定審議会で一部改正)

■定款第11条 入会金及び会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない、.....

■細則第6条 入会金と会費

1節 入会承認に先立ちクラブより設定された入会金を納入する(20万)

2節 会費は、RI人頭分担金、地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、で構成される。(36万)会費は、理事会により定める。

■内規18条 (入会金および会費)

入会金20万は入会承認に先んじて納入

年会費36万は 半年毎、7月1日及び1月1日に納入する。

雑誌

■定款第14条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務 ロータリー地域雑誌を購読しなければならない。

第2節 購読料 半年ごとに、前払金をクラブが徴収し、地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

出席

■定款第6条 会合（2016年規定審議会で一部改正）

第1節 例会 毎週1回開かなければならない。（取消 祝日、他1年に4回まで）

定款第9条 出席

第1節 例会時間の60%の出席 他はメーキャップが必要（前後14日以内）

第3節 出席規定の免除 ロータリー歴+年齢で85年以上で理事会が承認した場合。

■クラブ内規第3条（出席）

欠席やメーキャップの有無を事務局に通知する。

クラブ内規第4条（免除） 傷病、公共重要職等で理事会が承認した場合。

皆出席に関する内規

皆出席の計算は月単位（欠席が1回ある月は対象外）

100%の月が12ヶ月に達したとき通算1年とする。（連続皆出席も同様）

表彰は年単位（達成した翌月の第2週の例会で公表、記念品贈呈）

ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

■定款第15条（全文）

会員は入会金と会費を払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受けとったかどうかにかかわらず、定款・細則の条件に従うものとする。

（2016年規定審議会で一部改正 入会金の文言を削除する）

会員身分の存続

■定款第12条 会員身分の存続（2016年規定審議会で一部改正）

第3節 終結 会費不払 理事会の裁量に従い終結。

第4節 終結 欠席 各半期間で50%に達している、本クラブで30%の出席に満たない、連続4回の欠席（メーキャップ無し）は理事会の裁量で終結。

第5節 他の原因による終結 本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、理事会の裁量で終結。指針となる原則は「四つのテスト」およびロータリークラブの会員として持つべき高い倫理基準とする。

※会員身分とは？ 定款第7条第1節 善良な成人であり、職業上また地域社会において良い世評を受けている者。

（会員身分 2016年規定審議会で一部改正）

改正

■定款の改正(定款第19条 改正)

定款第19条 改正

第1節 改正の方法 本定款は規定審議会のみ改正される。(3年毎開催)

第2節 第2条と3条の改正 2条(クラブ名称)3条(クラブ所在地)は会員総会または臨時総会(会員数3分の2以上の賛成)可決後 RI理事会の承認により改正。

■細則の改正(細則第12条 改正)

会員総会または臨時総会(会員数3分の2以上の賛成)にて改正。

変更は定款と矛盾してはならないものとする。

■クラブ内規の改正(内規第30条 改正)

過半数の理事の出席する理事会において、その3分の2以上の賛成により改正。

2016年規定審議会（主な決定項目）

米国イリノイ州シカゴにて4月10日より4月15日まで開催（立法案181件）

■制定案16-21 クラブ例会と出席に柔軟性を認める件 （392対82
提案 RI理事会） 定款第6条（他）に従わない規定を細則に含めることができる。

クラブが月に少なくとも2回以上の例会を行う限り、いつ、どのくらいの頻度で例会を開いてもOK。また欠席における会員身分の終結もクラブの判断による。（クラブ細則で定めるものとする）

クラブに柔軟性を与え会員減少に歯止めをかける。

2016年規定審議会（主な決定項目）

■制定案16-38 会員身分の規定を変更する件（426対85 提案
米Eクラブ、ニュージーランド） 国際ロータリー定款第5条2節

「職業上および地域社会で良い評判を受けており、地域社会および世界において奉仕する意欲のある人」のみとし会員資格6項目（一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者、法人役員、支配人のいずれかであること。または、、、）を削除。

会員資格簡潔にし、クラブが独自に会員を選ぶ裁量を与えられ、会員増強を促す。

※結果的に世評と本人の意欲があればだれでも会員となることができるようになった。

2016年規定審議会（その他の決定項目）

■ 制定案16-36 会員身分と職業分類に柔軟性を認める件 （386対75 提案 RI理事会）

定款第9条(他)に従わない規定を細則に含めることができる。

クラブ細則のなかで会員の職業分類システムを削除または修正したり、個々のクラブに柔軟性を与えることを目的とする。

（ローターアクトクラブにおける会員身分を維持すると同時に、ロータリークラブに入会することを認める）

2016年規定審議会（その他の決定項目）

■ 制定案16-99 人頭分担金を増額する件 （317対197 提案RI理事会） 国際ロータリー細則第17条

3年にわたって4ドルずつ増額（それ以降は次回規定審議会で討論）

■ 制定案16-113 決議審議会について規定する件 （443対67 提案 イタリア 米国 オーストラリア） 国際ロータリー定款第10条

毎年オンラインで開催する決議審議会の創設により 規定審議会が迅速に行われる。（1日短縮できる）

■ 制定案16-40 ローターアクターが正会員となることを認める件（413対97 提案 RI理事会） 国際ロータリー定款第5条、細則第4条、定款第7、8条

ロータリークラブとローターアクトクラブに同時に所属できる。

2016年規定審議会（その他の決定項目）

■クラブ会員の入会金を廃止する件 （制定案16-07 232対228
提案 フランス） 定款第7条7節、第11条、第15条

入会金の言及は、ロータリーの現代的なイメージを促進するものではない。
よって細則から入会金への言及箇所が削除。（クラブ内規で明記）

定款から入会金の文言を削除する。（再入会や支店長交代などの扱いをク
ラブ細則で明記）

■制定案16-35 出席免除の規定を改正する件 （334対170
提案 日本2750地区和光RC 承認2750地区大会 ） 定款第9条3節

85年ルール⇒一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり
を追加。

85歳の入会者は出席免除の該当者になるため。